

## 1 「地区まちづくり活動」とは何か

### 地区まちづくり活動の定義と整理

- ① 「まちづくり」という言葉は、ハード・ソフトを問わず、より住みやすいまち・地域をつくらうとする活動や、地域の活性化、課題を解決する取組みなど、非常に幅広いイメージで捉えられている。
- ② ①のイメージのまま、長野市の32地区を単位として行われるまちづくりが「地区まちづくり活動」だといえる。
- ③ 地区まちづくり活動は、活動主体によって次の3つに分類できる。
  - ◎住民が行うもの
  - ◎行政が行うもの（本庁で行うものの他、支所等が行うものを含む）
  - ◎住民と行政との協働で行うもの

### 都市内分権の推進との関係

都市内分権元年とした平成18年度に、支所の業務に「地区まちづくり活動に関すること」を追加し、支所を住民活動の拠点と位置づけ、地区住民の皆さんのまちづくり活動を側面から支援することとした。

## 2 「地区まちづくり活動」をめぐる課題等

### 現状と課題

- ① 住民自治協議会役員の皆さんから「支所との関係が希薄になっている」の声がある。
- ② 「支援」という行政のスタンスが強調され、住民と協働する領域において、行政が主体となってより良い地域づくりを進める積極的な姿勢が薄れる傾向が見られる。
- ③ 都市内分権における市の支援は、住民自治協議会設立期、本格稼働開始期を経て、これまでにない新たな取り組みや自立に向けた支援などに変化してきている。
- ④ 支所の住民自治協議会に対する支援や支所が行う地区まちづくり活動に携わる職員等体制は、地区・支所によって差がある。

支所職員数 最小3人 ⇔ 最大32人

### 3 「地区まちづくり活動」に関する見直しの方向性

#### ① 住民との協働関係の強化・充実

地域の活性化や生活支援など、地区まちづくりのうち住民と行政とが協働する各種取組みについて、「住民が行う部分」と「市が行う部分」をできるだけ明確にし、市が主体となって取り組むべき内容を担当課と調整するなど、支所がマネジメントし、住民との協働関係を強化するとともに、市全体で地区まちづくり活動の充実を図る。

#### ② 支所における地区まちづくり活動への関わりの明確化

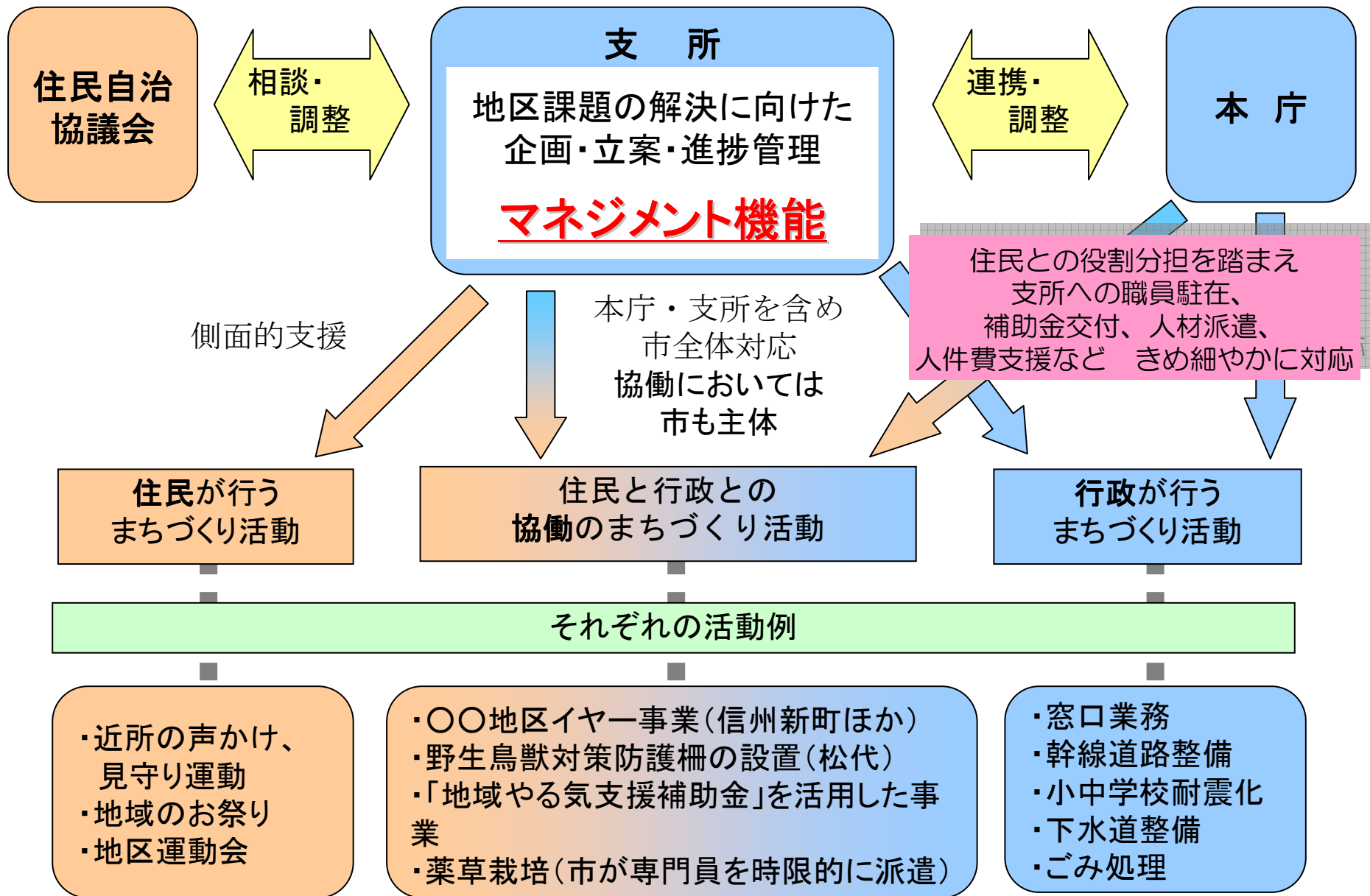
ばらつきのある支援体制を見直し、どの支所においても等しく行うべき「地区まちづくり活動」の内容を明らかにし、これを担保する。

### 支所が行う「地区まちづくり活動」の内容

- ① 地域課題の解決に向けて住民と行政とが協働する活動のマネジメント
- ② 必須・選択事務や臨時的・地区個別的に、市から依頼・相談・協議する事務事業を住民自治協議会へつなぐ業務
- ③ 住民自治協議会の運営・活動全般(住民が行うまちづくり活動)に係る相談、助言、情報提供等の側面的支援
- ④ 地区内の住民団体のうち、市が事務局を担うことが必要な団体に係る事務

### 支所が行うマネジメントの内容


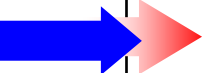

- ① 地域課題の解決に向けた取組みについて、住民自治協議会等と相談しながら企画・立案し、住民と行政との役割分担を明らかにする。
- ② 行政が行うまちづくり活動について、事業担当課と連携・調整し、担当課とともに事業の進捗管理を行う。
- ③ 地区活動支援担当を「住民と行政との協働のまちづくりマネージャー」と位置づける。



平成23年度から25年度までの3年間を目途に、これまで支所が担ってきた住民自治協議会事務局業務を住自協に移行していくことから、地区まちづくりに関する見直しは、これと連動させながら実施していきたい。

 検討・準備

 実施

区 分	作業内容	見直しの時期				
		H23	H24	H25	H26	H27
住自協への 事務移行	住民自治協議会事務局業務を 支所から住自協へ移行					
協働の マネジメント機能	地区活動支援担当を協働の マネージャーと位置づける					
職員配置	地区まちづくり活動を担当する 支所職員配置の見直し					

### 職員配置に関する補足

- ① 地区まちづくりに関しては、どの支所でも等しく課題解決に向けたマネジメント機能を発揮するために見直すもので、必ずしも職員減を目的としたものではない。
- ② 地区まちづくりにかかる事業の実施、地区・住民自治協議会への支援に必要となる財源・人員は、支所職員配置の見直し等を進める中から生み出していく。